

# 社会福祉法人じねん役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

## (報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、理事会への出席1回につき10,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬等の額は、評議員会への出席1回につき10,000円とする。

## (報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(但し、その日が国民の祝祭日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の前日を支給日とする。)
  - (2) 賞与 每年6月及び12月
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。但し、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (報酬の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって

計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員が、法人の業務のためにようした交通費を弁償する。

2 費用弁償の額は、別表第3に定めるとおりとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

理事長及び業務執行理事 月額 530,000円

人事院勧告による国家公務員の行政職10級の再任用職員の俸給を基準とする。

理事 月額 390,000円

人事院勧告による国家公員の行政職8級の再任用職員の俸給を基準とする。

別表第2

6月の賞与 報酬の月額の0.5ヶ月

12月の賞与 報酬の月額の1.0ヶ月

人事院勧告による国家公員の一般職の勤勉手当を基準とする。

別表第3

1. 交通費 公共交通機関の実費または自家用車走行1kmにつき25円  
ただし、行程が4km以内は支給しない。

2. 常勤の役員および職員が理事を兼ねる場合は、交通費を支給しない。